

平成21年4月27日

各 位

会 社 名 日 立 造 船 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 古 川 実
(コード番号 7004 東証・大証 各第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 ・ 人 事 部 長 神 谷 明 文
TEL(06)6569-0013

最高裁判所の決定に関するお知らせ

最高裁判所に係属中でありました訴訟2件について、平成21年4月23日、下記のとおり決定がありましたので、お知らせいたします。

記

平成8年8月に実施された福岡市発注のごみ焼却炉工事に関して独占禁止法違反による損害賠償を請求された住民訴訟および平成9年8月に実施された南河内清掃施設組合発注のごみ焼却炉工事に関する同様の住民訴訟について、平成21年4月23日、最高裁判所による上告棄却の決定がありました。

これにより、福岡市住民訴訟については、当社を含む5社が市に対し、連帯して2,088百万円および遅延損害金を支払うべき旨の平成18年4月25日付 第一審福岡地方裁判所の判決が、南河内清掃施設組合住民訴訟については、当社が組合に対し708百万円および遅延損害金を支払うべき旨の平成19年9月14日付 第一審 大阪地方裁判所の判決が、それぞれ確定しました。

本決定においては、当社の主張が認められず誠に遺憾であります。当社といたしましては、本決定を厳粛に受けとめ、引き続き、全社をあげてコンプライアンス経営の徹底に努めてまいり所存であります。

なお、本件による損害賠償金については、既に引当処理済であり、当社業績（連結・個別）に与える影響はありません。

以 上